

ペットボトル 回収場所を 増設します

ペットボトルは、再利用資源として分別して回収するため、小売店などのご協力により拠点回収を行っています。7月より回収場所を3か所増設します。

専用回収箱は、いつでも都合の良い時間に投入できますので大変便利です。ごみの減量化、再資源化にご協力をお願いします。

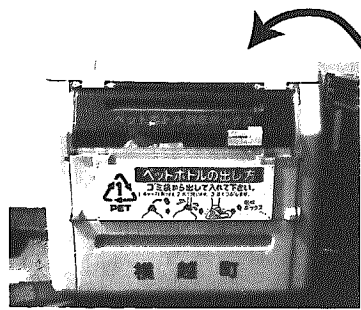
混ぜないでください

週一回収集している、プラスチック製容器包装類の日には、ペットボトルを混ぜないでください。

ペットボトルは、町内18か所に設置してある、専用回収箱に投入してください。ペットボトルとプラスチック製容器包装類は、リサイクル方法が異なりますので、別々に回収します。ご理解ご協力をお願いします。

ペットボトルについている、ラベルとキャップは、必ずしてプラスチック製容器包装類に出してください。

ペットボトルには、ラベルにこのように表示されています。(例)



新設置場所 (3か所)

- ・阿賀用水路沿いごみ集積所隣 (上町)
- ・藤田自動車前ごみ集積所隣 (東町)
- ・たわら屋 横越店様 (茜ヶ丘)

ごみの減量化を考えましょう！

21世紀は、循環型社会形成の時代です。

今日の社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄となり、ごみ処理施設の処理量逼迫を引き起こし、環境負荷増大の一因となっています。

町では、空き缶・空きびん・古紙(平成8年)、ペットボトル(平成12年)、プラスチック製容器包装類(平成15年)を分別回収し、再資源化(リサイクル)することによって、ごみの焼却量、埋立量を抑制する取り組みを行っています。

しかし、これらは家庭から排出されるごみ(資源物含む)を抑制することはできません。ごみの絶対量を減少させるためには、各家庭のライフスタイルを見直し、消費量・廃棄量を抑制することが必要です。

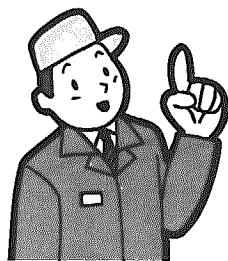
ごみの最終処分量(不燃物の埋立量、焼却後の灰等)が、現在の状況のまま推移した場合に、12年余り(環境省発表平成13年度実績より)で全国的に既存のごみ埋立場の許容量が底をつき、ごみを埋立処分することができなくなります。

一世帯当たり一日約83g(空の1.5リットルペットボトル一本程度の重さ)のごみを抑制できれば、町全体で年間100トンのごみを減量化できます。

皆さんの意識次第で、ごみの排出量は大きく変わります。是非ともごみの減量化についてご協力をお願いします。

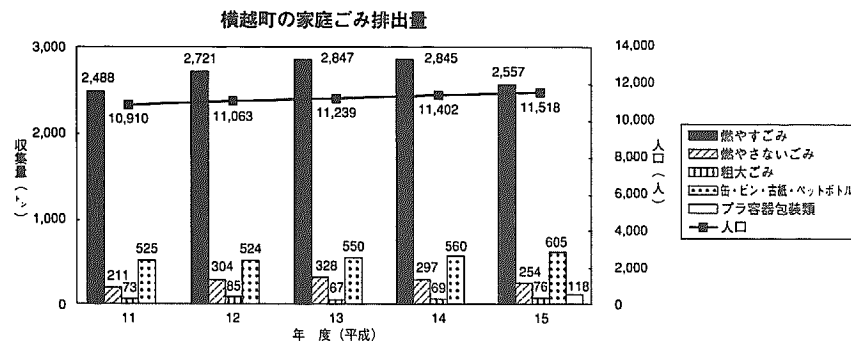
~ごみの減量化のための3R~

- ① Reduce (発生抑制)
例: 必要以上に買わない。
- ② Reuse (再使用)
例: リサイクルショップへ売る。
- ③ Recycle (再資源化)
例: 町の分別に従って出す。



5月資源ごみ収集実績

空きびん	7.2 t
空き缶	4.8 t
古紙	57.6 t
ペットボトル(拠点回収分)	1.7 t
プラ製容器包装(資源化量)	13.7 t
合計	85.0 t



8月1日に医療受給者証・認定証更新

老人保健法医療受給者証及び国保高齢受給者証が更新されます

現在、所得状況に応じて1割または2割の一部負担金の受給者証が交付されていますが、今年8月1日の老人保健法の医療受給者証更新に伴い、負担割合の変更が生じる受給者については、7月末までに個別に通知します。受給者証の更新を行いますので、ご了承ください。

なお、負担割合の変更のない受給者については、現行の受給者証を使用してください。

また、国保高齢受給者証についても、8月1日で更新されます。更新となった受給者証は、7月末に郵送します。更新後、古い受給者証は、各自で破棄してください。

老人医療の限度額適用・標準負担額限度額認定証が8月1日に更新

右記の認定証が8月1日に更新されます。

この認定証は、世帯全員が住民税非課税世帯である場合、一部負担金の限度額や入院時の食事の負担が軽減されます。

現在、認定証を所持している方で、引き続き該当すると思われる方には、7月末までに個別に通知しますので、更新手続きを行ってください。

現在、認定を受けている方以外でも、世帯全員の住民税が非課税で、該当すると思われる老人保健法の医療の適用を受けている方は、印鑑と保険証を持参して申請してください。

◆問い合わせ 町民生活課
385-2111

人権講演会

7月8日 開催

◆問い合わせ
町民生活課 385-2111

講師に青木和雄さん(児童文学作家・教育カウンセラー・横浜市在住)を招き、「心の声を聴こう」をテーマに人権講演会を開催します。参加は無料です。

◆日時 7月8日(木)
午前11時~正午

◆会場 横越中学校 2階
多目的教室

「NAMARAがきる!」 女と男の今と未来

「新潟のお笑い集団NAMARA」を進行役に迎え、パネラーと一緒に男女共同参画社会について考えるトークイベントを開催します。

参加費は無料ですので、皆さんお誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

◆日時 7月27日(火)
午前10時~11時30分
(受付9時30分)

◆会場 亀田町民会館
視聴覚室(亀田町船戸山)

*保育ルームあり(事前に申込が必要です)

◆パネラー 佐山光子(新潟大学医学部教授)・薄田泰元(前中央教育審議会委員)・塩見義彦(新潟医療福祉大学社会福祉学部助教授)・横山八重子(新潟労働局雇用均等室長)

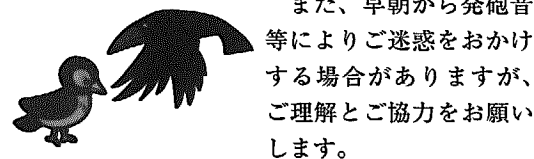
◆申込期限 7月16日(金)
(保育を希望しない場合、当日参加も可能です)

◆申込・問い合わせ
健康推進課
385-2111

果樹鳥獣被害防除を実施します

木津・二本木地区内の果樹園において、鳥獣による農産物の被害防止のため、銃器による果樹鳥獣被害防除を実施します。

防除実施期間中の事故防止のため、地域内での農作業や通行等に十分ご注意ください。



また、早朝から発砲音等によりご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 農政商工課 385-2111

ご協力に感謝します 緑の募金運動

平成16年度における緑の募金運動は、緑豊かなうらおいのある郷土づくりを目指して全国で展開され、今年4月・5月に、一般家庭等へのご協力をお願いしたところ、寄せられた金額は下表のとおりとなりました。

集められたお金は、全国で植樹などの緑化活動に使われます。

町民の皆さまのご理解とご協力に対して、厚くお礼申し上げます。大変ありがとうございました。

緑の募金 集計結果内訳

地区名	金額
上町・中央・東町・いぶき野・横越	99,890円
川根町・茜ヶ丘	68,971円
沢海・阿賀野	37,298円
木津・木津工業団地	26,000円
二本木	32,550円
小杉・平山・十二前	19,900円
藤山・駒込・うぐいす	25,100円
募金総額	309,709円